

地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）交付要綱

北海道空知総合振興局長

第1 趣旨

この要綱は、北海道地域振興条例（平成21年北海道条例第51号）に掲げる、個性豊かで活力に満ち、人々が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資することを目的に、地域の創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため、市町村等が地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組む各種事業に要する経費について、配当された予算の範囲内で、北海道空知総合振興局長（以下「局長」という。）が交付する地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）（以下「交付金」という。）に関し、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「交付規則」という。）及び北海道補助金等交付規則の運用について（昭和47年4月1日付け局総第303号副出納局長通達。以下「運用方針」という。）の規定によるほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業区分及び交付対象事業等

交付金の事業区分及び交付対象事業等は、次のとおりとする。

事業区分	交付対象事業等
1 地域振興事業	別紙1-1に定める
2 保健福祉事業	別紙1-2に定める
3 産業振興事業	別紙1-3に定める
4 環境生活事業	別紙1-4に定める
5 教育文化スポーツ事業	別紙1-5に定める

第3 交付金の算定及び交付

- 1 交付金の算定は、交付対象経費に交付率を乗じて得た額の範囲内とする。
なお、各事業における交付金の算定、限度額、単位及び交付率の詳細は別紙1-1から1-5に定める。
- 2 交付金は、交付申請者の求めに応じ、複数の交付対象事業（局長が定める事業を除く。）を一括して交付することができる。（市町村、一部事務組合又は広域連合の場合に限る。）
なお、この場合における交付金の限度額、単位及び交付率は、当該事業を構成する交付対象事業（以下「構成事業」という。）単位のそれぞれの定めによるものとする。
- 3 複数市町村が連携する事業（総合振興局又は振興局の区域を越えて連携する事業を含む。）は、代表する一の市町村に対し交付金を交付することができる。

第4 事業計画等の提出

交付金の交付を受けようとする者は、次のとおり、各事業ごとに別紙1-1から1-5に定める別記様式に関係書類を添付の上、総合振興局長又は振興局長に提出するものとする。

- 1 事業の効果が及ぶ地域を所管する総合振興局長又は振興局長に提出するものとする。
- 2 事業の効果が複数の総合振興局及び振興局が所管する地域に及ぶ場合は、当該地域を所管する総合振興局及び振興局のうち、一の総合振興局長又は振興局長に提出することができる。
- 3 複数市町村が連携する事業（総合振興局又は振興局の区域を越えて連携する事業を含む。）のうち、代表する一の市町村が交付申請する場合にあっては、当該市町村を所管する総合振興局長又は振興局長に提出するものとする。
- 4 次の事業については、事業実施地（2に該当する場合は団体所在地）の市町村長を経由して提出するものとする（第6の交付申請について同じ。）。
 - (1) 各事業区分における標準事業（ソフト事業）のうち、局長が適当と認める者が実施する事業
 - (2) 別紙1-2の8の共生型地域福祉拠点整備・促進事業のうち、特認団体が実施する事業
 - (3) 別紙1-3の7の小規模林道整備事業のうち、森林組合が実施する事業

第5 交付対象事業の採択及び内示

- 1 局長は、第4により提出された関係書類の内容を審査の上、交付金の対象とする事業を採択し、交付金の交付を受けようとする者に対し、交付の内示を行うものとする。
- 2 優先的に採択する事業及び採択の優先度が低い事業については、別紙2-5の第1のとおりとし、これに基づき審査を行った上で採択を行うものとする。
- 3 前項のうち、別紙2-5の第1の1の(1)に掲げる最も優先して採択する事業の採択に当たっては、局長は交付金の交付を受けようとする者から提出のあった関係書類の写しを知事に送付するものとし、知事は、提出された関係書類の内容を審査の上、対象となる事業を内定し、局長に通知する。
- 4 交付事業の採否及び交付金額の決定に当たっては、当該団体の要望事業数、要望額や過去の採択状況に加え、当該団体の財政規模、財政調整基金やその他の基金の積立状況等財政状況についても考慮するものとする。

第6 交付申請及び交付決定等

- 1 交付の内示を受けた者は、「北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式（総合政策部）」（平成25年3月29日告示第10328-3号。以下「総政第○号様式」という。）の第44号様式に交付規則第3条の規定に基づき行う告示（以下「事業告示」という。）で示す書類を添付の上、局長に提出するものとする。
上記のほか、添付すべき書類がある場合は別紙1-1から1-5に定める。
- 2 前項のほか、交付の内示を受けた者は、交付申請時に当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。
- 3 局長は、事業着手後に交付決定を行う場合には、事業の目的、内容、効果、収支、実施時期等を勘案し、事業着手後の交付決定であっても交付金の目的に合致することや事業着手後の交付決定がやむを得なかった事情等を十分に審査した上で、その内容を交付決定書等で明らかにするものとする。

第7 交付の条件及び事情変更等による手続き

- 1 交付金を交付する場合は、「補助金等に係る標準様式の設定について」（昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達。以下「標準様式」という。）第1号様式に定める交付の条件（ただし、「北海道知事」とあるのは「北海道空知総合振興局長」と読み替えるものとする。）のほか、次の条件を付すものとする。
 - (1) 交付対象経費の額の変更を行うときは、局長の承認を受けなければならない。ただし、各構成事業における当該交付対象経費の増減額が20パーセント未満の変更の場合に限り、局長の承認を不要とする。
 - (2) 交付対象経費の配分の変更を行うときは、局長の承認を受けなければならない。ただし、各構成事業における交付対象経費の増減額が20パーセント未満の変更の場合に限り、局長の承認を不要とする。
 - (3) 交付対象事業の内容を変更するときは、局長の承認を受けなければならない。ただし、目的の達成及び事業の能率的遂行に支障がないと認められる場合（当該事業における交付対象経費の増減額が20パーセント未満の変更の場合に限る。）に限り、局長の承認を不要とする。
 - (4) 交付金の配分変更については、交付対象経費（第3の2に規定する場合にあっては、各構成事業単位の交付対象経費をいう。）に交付率を乗じた交付金の額が別紙1-1から1-5に定める各事業ごとの上限額及び下限額の範囲内の場合は局長の承認は不要とする。ただし、局長が特に必要と認める事業についてはこの限りではない。
 - (5) (1)から(4)のほか、各事業区分に付す交付条件及び交付対象事業の実施に生じる財産の取扱いについては、別紙2-4に定める条件を付すものとする。
- 2 交付事業者は、前項の(1)本文、(2)本文及び(3)本文の規定に該当する場合は、総政第21号

様式に係る書類を添付の上、局長に申請するものとする。

第8 交付事業の遂行状況報告及び点検・評価

1 交付事業遂行状況報告

局長は、交付事業の適正な執行を図るため必要があるときは、交付規則第11条の規定により、交付事業者に対して、別紙1-1から1-5に定める様式により局長が別に定める日までに当該交付事業の遂行状況に関して報告を求め、又は当該総合振興局職員に調査をさせるものとする。

2 交付事業の点検・評価

北海道総合計画に基づく連携地域別政策展開方針における地域重点政策ユニットのプロジェクトの重要業績評価指標（以下「KPI」という。）に資する事業及び別紙2-5の第1の1で定める地域創生に向けて取り組む事業については、事業実施後に地域づくり連携会議などにより事業効果等の点検・評価を行うものとする。

第9 工事完成届

局長は、交付規則第13条の規定による工事完成届を受領したときは、当該総合振興局職員に検査を行わせるものとする。ただし、交付事業者が市町村の場合であって、当該市町村の職員が作成した検査調書の写しを添付することをもって確認することができると認められる場合は、この限りではない。

第10 実績報告

1 交付事業者は、交付事業が完了したとき（交付事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該事業の完了の日から30日以内（当該事業が第6の規定により交付金の交付申請をする日の30日以前に終了している場合は、当該申請と同時）又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに総政第52号様式に事業告示で示す書類を添付の上、局長に提出するものとする。

上記のほか、添付すべき書類がある場合は別紙1-1から1-5に定める。

2 交付事業者は、前項の実績報告書類の提出にあたって、この交付金（間接補助事業の場合は、事業実施主体の当該交付金）に係る消費税等仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

3 交付事業者は、前項の書類を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの交付金（間接補助事業の場合は、事業実施主体の当該交付金）に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、「道費単独補助事業等における消費税等仕入控除税額の取扱いについて」（平成27年5月29日付け局財指第125号出納局長、総務部長通達。）の別記様式によりその金額（前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに局長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、この交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定の日の翌年6月30日までに局長に報告するとともに、交付金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに局長に報告し、当該金額を返還しなければならない。

第11 その他

広域連携強化事業に関する事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和7年11月5日から施行する。